

類別 機械器具 58 整形用機械器具
一般的名称 骨手術用器械 JMDN 70962001
一般医療機器

A n g u l u s スクリュードライバー

【警告】

本製品は、「使用上の注意」を熟読した上で適正に使用すること。適正に使用しない場合、折損を生じる可能性があるので十分注意すること。

【禁忌・禁止】

本製品を曲げ、切削、打刻(刻印)等の二次的加工(改造)することは、折損の原因となるので絶対に行なわないこと。

**【形状・構造及び原理等】

形状

本品の形状の代表例として以下のものがある。



原材料

ステンレス鋼

*【使用目的又は効果】

軟骨又は骨などの硬い組織等を締め付けて切断することにより除去を行う。

使用目的又は効果に関連する使用上の注意

製品に傷、まくれなどがある場合は使用しないこと。

【使用方法等】

- 1) 各製品が正常に動作することを確認すること。
- 2) 本品は、未滅菌品であるので、使用前に必ず洗浄し、高圧蒸気滅菌等で滅菌を行った後に使用すること。

滅菌条件	121℃	20分間
	126℃	15分間
	134℃	5分間

**【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意

- 1) 本品がハイリスク手技に使用された場合には、プリオン病感染予防ガイドラインに従った滅菌方法を実施できないため、再使用せず、該当する法令及び条例に従って廃棄して下さい。
- 2) 本品がプリオン病の感染症患者への使用及びその汚染が疑われる場合には、製造販売業者又は貸与業者に連絡して下さい。

*2. その他の注意

- 1) 使用前に必ず洗浄・滅菌(保守・点検に係る事項参照)すること。
- 2) 折損、曲がり等の原因になり得るので使用時に必要以上の力を加えないこと。

【保管方法及び有効期間等】

保管方法

- 1) 貯蔵・保管に当たっては、洗浄をした後、腐蝕を防ぐために保管期間の長短にかかわらず必ず乾燥をすること。
- 2) 滅菌済みのものを貯蔵・保管するにあたっては、再汚染を防ぐため清潔な場所に保管するとともに、有効保管期間の管理をすること。

【取扱い上の注意】

- 1) 使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないよう、直ちに洗浄液等に浸漬すること。
- 2) 塩素系及びヨウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるのでできるだけ使用を避けること。使用中に付着した時には水洗いすること。

**【保守・点検に係る事項】

- 1) 使用後は、できるだけ早く血液、体液、組織等の汚物を除去し、職業感染防止のために洗浄・消毒すること。
- 2) 汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、適正な濃度で使用する。
- 3) 洗剤の残留がないように十分にすすぎをすること。仕上げすすぎには、浄化水(濾過、蒸留、脱イオン化等)を用いることを推奨する。
- 4) 洗浄後は、腐蝕防止のために、直ちに乾燥すること。
- 5) 可動部の動きをスムーズにするために、水溶性潤滑剤を塗布することを推奨する。その場合は潤滑剤の取扱説明書を参照の上使用すること。
- 6) 使用(滅菌)前に、汚れ、傷等異常がないか点検をすること。
- 7) 点検後、セット・包装をし、高圧蒸気滅菌をすること。なお、滅菌のためのセット・包装にあたっては、確実に滅菌できるよう配慮すること。
- 8) 強アルカリ/強酸性洗剤・消毒剤は、器具を腐食させるおそれがあるので、使用を避けること。
- 9) 金属たわし、クレンザー(磨き粉)等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄の時、使用しないこと。
- 10) 製品に腐蝕、錆などが認められないこと。
- 11) 刃部にこぼれや欠損がないこと。

【主要文献及び文献請求先】

**主要文献

「手術器具を介するプリオン病二次感染予防策の遵守について」(医政総発 0713 第1号/医政地発 0713 第1号/健難発 0713 第3号/薬生機審発 0713 第1号/薬生安発 0713 第1号/薬生監麻発 0713 第21号: 令和3年7月13日)

文献請求先

日本マーチン株式会社(下記)

【製造販売業者及び製造業者の氏名及び名称等】

製造販売業者

日本マーチン株式会社
東京都文京区西片 1-15-15
TEL03-3814-1431

外国製造業者

カール ライビンガー メディツィンテック有限合
資会社

Karl Leibinger Medizintechnik GmbH & Co. KG

ドイツ連邦共和国